

令和4年度第3回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会  
議事録

日時：令和5年1月13日（金曜日）10：00～11：30

場所：エブノ泉の森ホール2階大会議室

出席委員 委員 新田 輝彦、委員 藤里 晃、委員 立山 眞吉（副会長）  
委員 松岡 史子、委員 中村 初美、委員 西願 幸雄  
委員 宇都宮 明貴子、委員 中西 常泰、委員 東谷 寛  
委員 中藤 辰洋（会長）、委員 山中 辰也、委員 上仁 裕美子  
欠席委員 委員 萬田 清、委員 喜友名 綾、委員 東谷 寛治、委員 野口 新一  
市出席者 川崎 弘二 人権推進課長、奥野 秀樹 人権推進課主幹

## 1. 開会

事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第3回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

次第の2、議案に入るまでの司会を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は審議会規則第7条第2項の規定により委員総数17名のうち（13）名のご出席をいただいております、委員総数の1/2以上ですので、会議が成立しておりますことを、報告いたします。

なお、萬田委員、喜友名委員、東谷 寛治委員、野口委員からは、欠席の届出を頂いております。

それでは、事前にお配りさせていただいている資料等についてご確認いただきたいと思ひます。（次第、審議会委員名簿、資料1、資料2 順に確認）

次に、お配りしております審議会委員名簿をご覧ください。本審議会規則第3条に基づく各種団体の代表者のうち、泉佐野市民生委員児童委員協議会から令和4年12月1日付の一斉改選に伴い、浜野 実 様が新たに審議会委員に就任されましたことを御報告いたします。

なお、当審議会はこの後、公開されます議事録を作成するために録音させていただきますのであらかじめご了承ください。

それでは審議に移りたいと思ひます。審議会規則第7条第1項の規定により中藤会長に議事の進行をお願いします。

## 2. 議案

中藤会長

おはようございます。委員の皆様におかれましては、年始の大変お忙しい中、また早朝より審議会にご出席いただきありがとうございます。本審議会は非常にタイトなスケジュール

ルで進んでおりますが、市長より諮問いただいた2つの事項について、できれば本日中に答申案をまとめたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

- (1)「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改正(案)について  
(事務局：資料1に沿って説明)

中藤会長

大きな変更点は、差別と人権侵害は重なる部分もありますが条例内では分けて考えること、「部落差別をはじめあらゆる差別や人権侵害」という表現は初出のみとし、以降の表記は「部落差別等」と省略すること、そして第4条、第9条、第10条、第11条、第12条が新しく追加されたことです。ご質問やご意見をお願いいたします。

委員

改正案の前文に「前条例の制定時には想定していなかった形態での」とありますが、現行の条例の前文に「部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし」と記載があり、想定していなかった差別として改正案の前文にこれらが記載されているのは矛盾しています。実際は現行の条例を制定した際も想定できていたことが含まれており、文言を整理する必要があります。

また、現行の条例からの変更箇所には線が引かれていないところがあるので修正をお願いします。

さらに、改正案の第12条では「市に関係する差別書き込み」とありますが、泉佐野市(行政)に関することだけでよいのでしょうか。

それと、現行の第8条に泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会を設置すると書かれていたのですが、改正案ではどのような経緯で削除されたのでしょうか。私はある方がよいと思います。並行して第三者委員会を設置するとしても、審議会としての存在意義があるので残すべきではないでしょうか。

全体としては今までの議論を踏まえたよいものになっていると思います。

事務局

8条の審議会につきましては、市全体で附属機関条例があり、他の本市の審議会も集約して位置付けられています。そこで泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会も位置付けられています。

現行の条例の制定時に想定しなかった事例として、子どもの人権問題ではヤングケアラーがあります。他にも、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人の中で新たな人権課題が増えているという意味でこのような表現にしました。事務局としては従来盛り込んでいた項目の中で、さらに新たな課題が増えているということを言っています。

また、現行の条例から変更した箇所の下線が漏れているところがあるので整えます。

インターネットのモニタリングについては、他市でも差別的な書き込みのモニタリングをしている実情があり、本市でも泉佐野市に関係した書き込みのモニタリングをしようとしています。モニタリングの対象は泉佐野市の範囲内の予定です。

委員

表現が分かりにくいです。泉佐野市(行政)についての書き込みと理解していたのですが。

事務局

「市に関する」ではなく、「市における」という表現の方がよいか検討します。

委員

条例の制定から 30 年経っており、議会の責務について盛り込むのはいかがでしょうか。長く書く必要はありません。条例をより充実させるために、第 3 条等に、市・議会・市民の責務が一体となった文言があるとよいのではないのでしょうか。

委員

第 2 条で市と書いていますが、市は議会と両輪なので、同じレベルで議会を入れてもよいと思います。市、議会、市民とそれぞれ単独にするか、あるいは市と議会の責務として盛り込むのはいかがでしょうか。

事務局

議会では議員の皆様の条例が別にありますので、条例の中に「準則する」等の文言を入れるかどうかを議会事務局と相談させていただきます。

委員

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」には第 4 条に議会の責務が定められています。市の条例もより充実させるために、市民も議会も同じというスタンスを示すのは有効ではないのでしょうか。国際人権都市を目指す意味でも、議会も一緒にやっていく姿勢を示すことができるのではないのでしょうか。

委員

事務局に一度持ち帰ってもらいましょう。

委員

全体的によく考えられており、審議会で議論してきたことが的確に入っていると思います。

条例なので含めての抽象的な表現になっていると思われませんが、条例ができてからもタイトに審議会の開催を続け、改正した箇所の具体的な事柄について肉付けが必要です。例えば、全庁的な相談のシステムや、指定管理事業者等の民間業者に対しても相談体制を作るた

めの評価基準が必要だと思えます。現在、審議会は年に数回しか開催できておらず、今後、条例をバージョンアップする上で開催回数を増やすことも含めて考えていただきたいです。

中藤会長

条例はかなり整理されていると思えます。しかし、お題目にならないように、相談の充実や救済を具体的にどう行っていくかも重要です。事務局としては今すぐ言えないこともあるとは思いますが、新たな条例をもとにしっかりと取り組んでいくこと、そして審議会もそれを見守りながら議論し要望を出すために、定期的に審議会の開催が必要です。

事務局

もちろんこの改正案が最終版ではなく、肉付けが必要です。過去、審議会はある年もない年もあり、年1回の開催になったこともあります。内容の肉付けにあたり皆様にお諮りするケースも発生するため、今後は定期的に開催が必要であると考えています。

委員

実際どういう形で条例を活かしたか、審議会での確認作業が必要です。机上の論理にならないよう、実践として活かせる条例になることを望みます。

委員

先程の話題に関連しますが、第2条、第3条、第4条、第5条の中で「努めるものとする」とありますが、具体的にどのように行っていくのでしょうか。

事務局

条例的な表現になりますが、この条例を周知して住民の皆様の人権意識の高揚等を図る意味では、いきなり断言する表現をすることによって市民に拒否されてしまうと、それ以降受け入れていただくのが難しいのではないかと考えています。実践は啓発の中で行いますが、条例は人権問題に詳しくない市民も対象となるため、表現はできるだけ「努める」に留める方がよいという思いでこのようになっていますことをご了承ください。

委員

条例ができた後、市が様々な会議に出向き周知するという方向性を何年かの計画として立ててから啓発を行っていくのがよいのではないのでしょうか。

事務局

人権対策本部に町別懇談会があり、部長・課長級が出向いて、町ごとに人権をテーマに話す場があります。条例は議決後に市報や市ホームページに掲載しますが、中身を読み解くのは難しいと思われるため、逐条解説が必要という意見も賜っています。条例の内容をかみ砕いて周知していきたいと考えています。

中藤会長

条例の文言や下線のこと等は、私と事務局で協議して修正します。条文はこちらで確定してよいでしょうか。(異議なし)

それでは、これまで議論してこなかった条例の名称についてです。このままでも問題ないとのことですが、少し長いので条文に合わせて「泉佐野市部落差別等撤廃条例」に変更する等が考えられます。

またこの機会にお諮りしたいのですが、現行の条例の名称はいわゆる部落差別に特化した形になっています。ご承知の通り部落差別は身分制度に起因する日本固有の人権問題であり、1965年の同和対策審議会答申で同和問題の解決は国の責務であり国民的課題であると明記されていることや、これまで部落解放運動が他の人権運動をリードしてきたこと、部落差別は今も解消されていないこと等を踏まえると、部落差別に特化するのとは当然のことです。しかし、この条例はあらゆる差別をなくすことを目指しているため、「部落差別」という冠を取って「差別撤廃条例」とすることも1つの案ではないでしょうか。そうすることで他の団体や住民からも共鳴を得られ、実のある条例に繋がるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

委員

条例制定当時の運動団体が中心になり、部落差別の撤廃を謳いつつ、他にも差別があることを踏まえて「あらゆる」と入れました。それから30年経ち、インターネットやLGBTQ等の新たな問題等、差別の形が変わってきており、「あらゆる差別」という表現が1周回って今の時代に合っていると思います。たしかに長いので短縮方法は考えるにしても、名称自体はこのままにしてほしいです。

委員

当初は部落差別撤廃を第一に掲げていましたが、「あらゆる差別」という文言を入れることで議員や市民の賛同が得られたと考えています。条例の名称は長くなる傾向もありますので、「あらゆる差別」という文言は必要だと思います。

委員

「あらゆる」と入っているのがとてもよいと思います。人権問題を幅広く取り上げることができ、またこれから生じる問題も入れられます。

中藤会長

全体的にはこのままでよいというご意見です。条文と合わせるのであれば、「差別(等)」になると思いますが、不要でしょうか。

事務局

総務課との協議では、制定時の思いも詰まっており、「等」を入れないと中身に合わないというわけでもないのです。問題ないとのことでした。

中藤会長

それでは、名称は変えないということでよいでしょうか。(異議なし)

(2)「泉佐野市人権教育推進計画の改訂」について

(事務局：資料2に沿って説明)

中藤会長

「泉佐野市人権教育推進計画」の改訂につきまして、ご質問やご意見をお願いいたします。

委員

今後の取り組み方として、リーダーの養成は重要です。特に、意識の高い若い人の教育やリーダーの養成は必須です。若い人に後を継いでほしいです。養成のきっかけづくりを市も一緒に考えてもらいたいです。

女性センターのあり方をどう考えているのか再度お聞きします。男女共同参画の視点は、あらゆる人権に関わり、中心になっていくべき捉え方です。女性センターのあり方を真剣に考えてもらいたいです。

事務局

相談体制の充実はあくまで市全体の包括的な相談体制の話ですが、条例改正にあたり今一度女性センターのあり方も考える必要があります。

後継者については、事務局の人権推進課でも新卒採用により後継者をつくりたいと思っています。様々な取組や講座がある中で、特に若い世代に来てもらえるような講座のテーマを作り、アピールしていくしかないと思っています。

市は人事異動がありますが、市民レベルでは魅力ある講座が必要です。神戸市、奈良県、豊中市等から若い世代が講座に参加されることもありましたが、本市で活躍するのは難しいと思われます。本市に在住する若い世代も集まれるような魅力あるテーマを考え、根付いてほしいと考えています。

委員

子どもの人権作文は、真剣に人権のことを考えて素晴らしい作品を書いているのが伝わってきます。そのような子どもたちを活かす市のあり方が今後必要となります。子どもたちの思いを上手に活かす方法を皆で考えていくのが大事です。

事務局

同感です。大人の啓発も必要ですが、義務教育の中で子どもたちを育て、次世代をつくっていくことが重要です。教育委員会と連携していますが、次世代の子どもを育てていきたいという同じ思いを持っています。さらに強化していきたいと考えています。

#### 委員

学校とはよく連携していると思います。子どもたちの感性は素晴らしく、年齢によって進化し、新しい今の時代を反映・キャッチしながら、年々社会情勢によって変わる人権課題をひしひしと感じています。今の状況を見据えて取り組んでほしいです。

#### 中藤会長

子どもをリーダーとして活躍してもらうような組織づくりが必要ということですね。

#### 委員

女性センターあるいは男女共同参画センターに職員を置き、講座を受けた後に市民が立ち寄り、通うようになれば、自然に人権意識に目覚めていくこともあります。今は講座を受けたらそこで終わりなので、ぜひ講座後も職員を置いてください。現在女性センターは空っぽで、誰かと待ち合わせて話さない限り使いようがありません。事前に利用申請も必要で、以前のようにもっと立ち寄りやすく、いつでも話ができる状態に戻してほしいです。

#### 事務局

ここで明確に回答できませんが、組織としての市全体の方針もあります。我々も女性センターのあり方について会議を開いており、寂しい状況は重々承知です。どういう形になるかは分かりませんが、いつでも立ち寄れる状況を作らなければと思っています。一足飛びにはいきませんが、人権推進課としても課題であると認識しています。

#### 委員

小・中学校を中心とした学校現場において、子どもたちへの教育の仕方は様々あります。公立学校ではこども議会で発言するなど教育をしっかり受けていますが、その後途切れてしまう印象があります。発言した子どもたちが次に進めるステップや活躍する場があれば、リーダーの育成に繋がると思います。

人権連絡会には25人の従業員がおり、会社で1人担当を置く仕組みですが、その人たちはスキルがあります。町会や様々な学習の場で人権啓発推進員に発言してもらう仕組みを作るなど、積極的にスキルを活せる場面設定が必要です。泉佐野市の行政には様々な資源があると思います。スキルを持つ人を把握し、出向いて発言できる場面を設けることで、話ができるリーダーが育つ環境を作ることができます。計画にも入っているとは思いますが、実態として場面設定ができる仕組みがほしいです。

#### 事務局

一度教育委員会と話が必要です。

例えば、我々が出向いている出前講座を事業所人権連絡会のリーダーに依頼する形もあり得ると思います。いつも行政だけで済ませるのではなく、地元にいる人権意識の高い皆様の能力を活かしスキルアップを目指せるように協働していくことも考える必要があります。

中藤会長

それでは、素案はこれで確定したいと思います。先ほどの条例改正とあわせて、結果を市長に答申させていただきます。

### (3) その他

中藤会長

その他として意見はございますか。

委員

コロナ禍で子どもと高齢者の人権が守られていないと感じます。コロナだから家から出ないように家族から言われ引きこもりがちになってしまいます。全国的には40歳代でも家に引きこもる人が増えているそうです。これらも人権問題として考え、外に出ないように言うだけではなく、その中で人と人との繋がりを続けていかないと高齢者や子どもが孤立し、子どもはゲームをやるばかりになり、高齢者はテレビを見る以外は寝て過ごすことになってしまいます。そのような問題を家族がどうサポートするか考えてほしいです。1人でいると、高齢者は認知機能が下がっていきます。これは高齢者だけではなく40歳代にも起こります。家族や地域で考える場を設けることが大事だと思います。

委員

社会福祉協議会も、独居老人や老老介護等、だんだん高齢者が孤立化している認識を持っています。サロン等様々なことを行っており、まず来てもらうためにどうしたらよいか考えて行動していますが、交通手段が大きな問題です。高齢者の免許返納の風潮のなか、75歳を超すと多くの人が免許を返し、協力員も返納者が増えています。参加者を迎えに行くにも、事故が起きた場合の責任の問題があり、また迎えに行く人も高齢者のため、安心して迎えに行してほしいとは開催者の立場では言いにくい状況です。迎えに行く場合、会で責任を持たなければなりません。保険も充実していません。対人・対物の自動車保険は入っていても同乗者保険は入っていない人も多く、会も経費削減のため未加入の場合があります。事故の際のサポートについて、解決策を持っていないのが現状です。

副市長にも先日話しましたが、足が悪かったりトイレが近いという問題を抱え、寄り合いに参加できない高齢者がいます。一軒ずつの訪問も限度があり、ある程度集まって年配者同士が同じ場で話す機会が必要です。現在、来てもらいたい人に来てもらえていない状況です。引きこもりがちな人をいかにして外へ出すかを考えなければなりません。引きこもる原因は様々ですが、出てきて楽しいと感じられたり、出てきたりしやすいようにする工夫が必要です。

私の地区はタクシー会社と提携し、1日に何本か小型のバスを巡回し送迎しています。1本1万円程度かかるため、往復の料金として利用者に100円を負担してもらっていますが、到底足りず、補助を利用しながら続けています。送迎バスにより集まる人は増えました。広



範囲な地区なので、高齢者は歩いていけない距離でしたが、遠い地域の人も参加できるようになりました。足が悪い人も来るようになり、参加者は10人近く増え、現在は40人前後集まっています。今後も来やすい方法を検討しますが、市にはその補助を考えてほしいです。

民生委員も同様に、会合では送迎を行っていますが、ボランティアに頼りすぎています。後継者が育たないのは、何かしたら責任を取らされることになってしんどいという人が多いことが1つの理由ではないでしょうか。市がボランティアに頼るのはよいですが、活動しやすいようなバックアップも必要です。ボランティアが安全に安心して集中し活動できるようなサポートが市の役目です。それをせずにやってくださいとだけ言われても、ボランティアを頼みにくいのです。何か起きたらどうするのでしょうか。私の地区ではそれではいけないということで、2万円近くを会が負担することになりました。そのお金は他の行事を節約して補っており、やりたいことがやれなくなっていますので、市がしっかり補助すべきです。社会福祉協議会で車と運転手を用意して送迎を行うことも考えてほしいです。市が押し付けても教育はうまくいきません。皆ボランティア精神で集まって改善していこうと一生懸命活動しています。その足元のバックアップがないと、ただ動くことはできないし若い人は参加しません。そのような部分を改善してほしいです。

### 3. 閉会

中藤会長

委員の皆様のおかげで、2つの諮問事項について答申案をまとめることができました。4月以降、条例や計画の具体化・具現化に向けて審議会を開催し、意見をいただく予定です。本日はありがとうございました。